

| | C 処遇方針(援助計画)の策定 の過程 | D 保護の実施(保護費の決定と相談援助) の過程 |
|----|--|--|
| 1 | 処遇方針(援助計画)の策定にあたり、被保護者自身が生活課題を自分の言葉で表現できるよう支援する | 最低生活費や収入を適正に認定し、正確な扶助費の算定を行う |
| 2 | 処遇方針(援助計画)の策定にあたり、必要に応じて保護担当以外の関係者が集まる場を設定する | 生活保護の仕組みや受給中の権利・義務について、被保護者に理解できるよう分かりやすく説明する |
| 3 | 処遇方針(援助計画)に被保護者の希望や意思が反映されるようつとめる | 処遇方針(援助計画)にそって、就労自立に向けた具体的な指導・支援を行う |
| 4 | 被保護者がある人なりの自立に向けた目標を考えられる状況にあるか等、タイミングに配慮しながら、被保護者に目標設定をうながす | 処遇方針(援助計画)にそって、被保護者が身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行なう等、日常生活において自立した生活に近づくことができるよう、具体的な指導・支援を行う |
| 5 | 生活の安定や自立に向けて、課題の優先度や阻害要因を検討し、短期的、中長期的な目標を設定する | 処遇方針(援助計画)にそって、被保護者が社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活をおくれるよう、具体的な指導・支援を行う |
| 6 | 目標にむけて活用できる一時扶助や地域の社会資源について、被保護者に具体的に情報提供する | 被保護者が行う必要のある事務や、活用できる一時扶助や地域の社会資源について、助言・支援する |
| 7 | 被保護者の意向に配慮しながら、一時扶助や地域の社会資源の選択・活用の目処をたてる | 具体的な目的や問題意識をもって、本人や関係者への訪問面接や所内面接を行う |
| 8 | 担当地域や地域の社会資源を理解し、必要ときに社会資源の活用・連携が図れるよう、ワーカー個人または組織として関係づくりに努める | 被保護者からの相談によく耳を傾け、必要な助言・指導を行う |
| 9 | 複雑な問題を抱えたケースや、対応が困難なケースについて、ケース診断会議等で処遇方針(援助計画)を組織的に検討する | 被保護者の努力や意欲を尊重し、認める |
| 10 | 処遇方針(援助計画)を具体的・明瞭に記録する | 被保護者の生活状況や健康状態等の変化を把握するよう努め、変化に応じて迅速に対応する |
| 11 | 被保護者に対し、処遇方針(援助計画)について説明し、同意を得るよう努める | 他に対応する適当な制度や機関がなかったり、対応されるまでに間があったりする場合に、生活上の必要な支援を行う |
| 12 | 処遇方針(援助計画)について、関係者と役割を分担する | 主として身寄りのない被保護者に対して、入退院先探しや同行、引越し・死亡時の部屋の片付けなど、身内に代わるような役割を果たす |
| 13 | | 複雑な問題を抱えたケースや対応が困難なケースについて、査察指導員による同行訪問や同席面接により、組織的な対応を行う |
| 14 | | 被保護者や関係者からの苦情や要望に、丁寧に耳を傾ける |
| 15 | | 被保護者や関係者からの苦情や要望に対する検討結果や対応方法を、申し立てた人に可能な範囲で伝える |
| 16 | | 被保護者の状況や援助の経過について、要点をおさえて記録・報告する |
| 17 | | 保護の変更・廃止等について判断し、根拠とともに記録・報告する |
| 18 | | 保護の変更・廃止等とその理由、不服申し立て制度、今後の福祉事務所の関与について、被保護者に理解できるよう分かりやすく説明する |

| | E 処遇方針(援助計画)の評価・見直し の過程 | F 保護の廃止の過程 |
|----|--|---|
| 1 | 被保護者の生活に比較的大きな変化が起こった時、これまでの処遇方針(援助計画)を見直す | 保護の廃止にあたり、これまでの処遇(援助)経過を振り返り、対応が必要となる事項や引継ぎ先への連絡事項等を整理する |
| 2 | 担当者の変更にあたり、処遇(援助)経過の振り返りと処遇方針(援助計画)の見直しを行い、引継ぎ事項を整理する | 保護が廃止になることについて、被保護者に分かりやすく説明し、同意を得る |
| 3 | 被保護者が、これまでの自身の取り組みや支援のあり方、生活の変化や課題、今後の希望などについて、自分の言葉で表現できるよう支援する | 保護の廃止に伴う被保護者の不安等の感情を理解するとともに、被保護者が廃止後の生活に見通しをもって臨めるよう、必要な助言を行う |
| 4 | 処遇方針(援助計画)の修正に、被保護者の希望や意思が反映されるようつとめる | 保護廃止に伴い必要となる各制度の手続き(国保加入、年金等)や変更事項(各種減免がなくなること等)、他法他施策への引継ぎ等について、被保護者に理解できるよう分かりやすく説明する |
| 5 | 被保護者がその人なりの自立に向けた目標を考えられる状況にあるか等、タイミングに配慮しながら、被保護者に目標設定をうながす | 保護廃止に伴い被保護者に必要となる各制度の手続き等について、必要に応じ手続きの支援をする |
| 6 | 生活の安定や自立に向けて、課題の優先度や阻害要因を検討し、短期的、中長期的な目標を設定する | 引継ぎ先に、必要な情報を可能な範囲で引き継ぐ |
| 7 | 目標にむけて活用できる一時扶助や地域の社会資源について、被保護者に具体的に情報提供する | 廃止への不服申し立てについて、被保護者に理解できるよう分かりやすく説明する |
| 8 | 被保護者の意向に配慮しながら、一時扶助や地域の社会資源の選択・活用の目処をたてる | 今後困ったときにはいつでも相談に応じることを、被保護者に伝える |
| 9 | 複雑な問題を抱えたケースや、対応が困難なケースについて、ケース診断会議等で処遇方針(援助計画)の修正・見直しを組織的に検討する | 保護廃止に関する対応事項、引継ぎ先への連絡事項を明確に記録する |
| 10 | 修正された処遇方針(援助計画)を具体的・明瞭に記録する | |
| 11 | 修正された処遇方針(援助計画)について、被保護者に説明し、同意を得よう努める | |
| 12 | 修正された処遇方針(援助計画)について、関係者と役割を分担する | |
| 13 | 担当地域や地域の社会資源を理解し、必要なときに社会資源の活用・連携が図れるよう、ワーカー個人または組織として関係づくりに努める | |

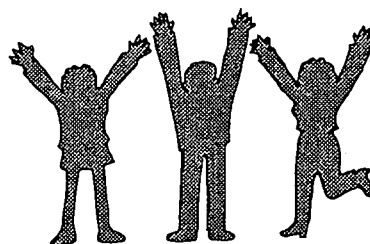
◆資料3 相談援助項目一覧（評価項目の確定版（過程別・機能別分類済））
（平成19年度分担研究報告書 第5章資料）

相談援助項目一覧

| | A 相談の受付から申請受理まで | チェック欄（○記入） | B 保護の決定のための調査と要否判定 | チェック欄（○記入） |
|----|--|------------|--|------------|
| 1 | 窓口や電話に入る相談にすみやかに応じる（ウ） | ウ | 申請者に対し、保護の決定のための調査・聞き取りを行うことについて説明する（イ） | イ |
| 2 | 相談者（要保護者を含む。以下、「相談者」とする。）に自己紹介し、相談者の生活課題の解決がはかれるよう支援することが職務であることを説明する（イ） | イ | 調査・聞き取りにあたり、申請者の事情や気持ちに配慮する（ア） | ア |
| 3 | 相談者の相談内容について秘密が守られることを説明する（イ） | イ | 調査・聞き取りにあたり、申請者の了解を得るよう努める（イ） | イ |
| 4 | 相談者の相談を、相手を非難・批判することなくよく聞く（ア） | ア | 収集した情報にもとづいてニーズを把握し、生活課題の解決や自立にむけて活用できそうな申請者・世帯の能力やよい面を検討する（カ） | カ |
| 5 | 相談者の主訴やニーズを明らかにし、ニーズの緊急性や優先度を判断する（カ） | カ | 保護の決定を法定期間内（14日以内）に行う（ウ） | ウ |
| 6 | 相談者に対し、利用可能な制度（生活保護ないし他法他施策）の内容について、理解できるよう分かりやすく説明する（工） | 工 | 調査・情報収集した事項、把握したニーズ、要否判定と根拠等を、簡明に記録・報告する（キ） | キ |
| 7 | 相談者が家族や地域・他法他施策の関係機関／者などの社会資源につながるのを支援し、当面の生活の目途をたてられるようにする（工） | 工 | 要否判定の結果とその理由、不服申立制度、今後の福祉事務所の関与について、申請者に理解できるよう分かりやすく説明する（ウ） | ウ |
| 8 | 要保護者に生活保護の申請意思があるか確認し、意思が確認できた場合は申請を受け付ける（ウ） | ウ | | |
| 9 | 生活保護の申請方法（申請書の記載方法、申請時の提出書類、申請後の調査方法など）について、理解できるよう分かりやすく説明する（イ） | イ | | |
| 10 | 相談内容、把握した問題やニーズへの対応などを簡明に記録する（キ） | キ | | |
| 11 | 組織的対応（同僚や査察指導員等への相談）の必要性を検討し、必要な場合にはすみやかに査察指導員等に連絡・相談する（オ） | オ | | |

★記号について

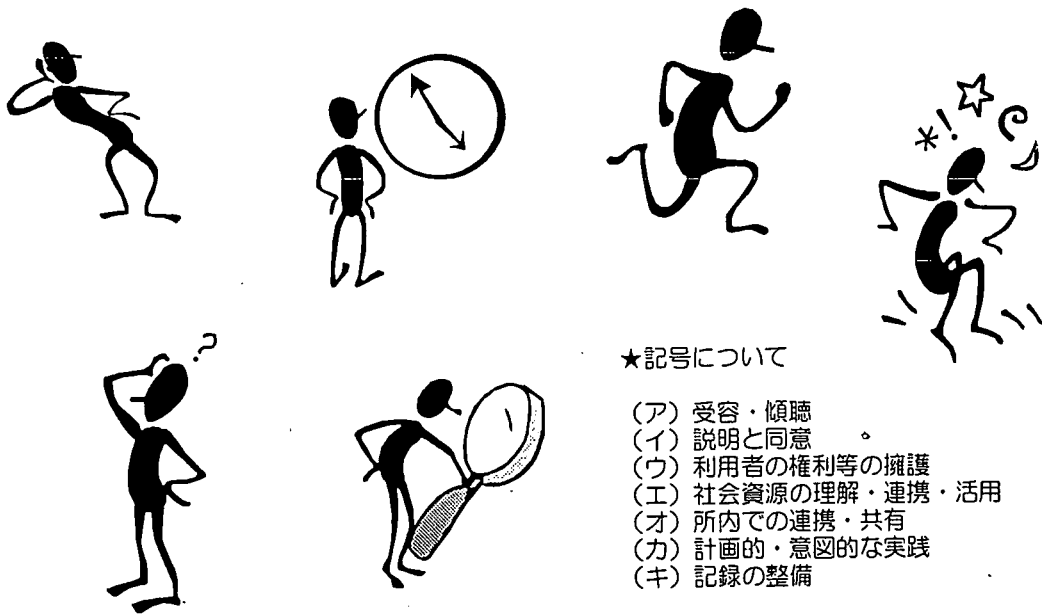
- （ア） 受容・傾聴
- （イ） 説明と同意
- （ウ） 利用者の権利等の擁護
- （工） 社会資源の理解・連携・活用
- （オ） 所内での連携・共有
- （カ） 計画的・意図的な実践
- （キ） 記録の整備



相談援助項目一覧

| | C 援助方針（援助計画）の策定 | チェック 欄（○記 入） | D 保護の実施（保護費の決定と相談援 助） | チェック 欄（○記 入） |
|----|---|--------------------|---|--------------------|
| 1 | 被保護者に対し、福祉事務所では援助方針（援助計画）を策定し、それにもとづいてかかわることを説明する（イ） | イ | 最低生活費や収入を適正に認定し、正確な扶助費の算定を行う（ウ） | ウ |
| 2 | 被保護者の希望や意思にもとづいた援助方針（援助計画）を策定する（カ） | カ | 生活保護の仕組みや受給中の権利・義務について、被保護者に理解できるよう分かりやすく説明する（イ） | イ |
| 3 | 策定された援助方針（援助計画）について、被保護者から了解をえるよう努める（イ） | イ | 被保護者の就労に向けた具体的な相談援助（社会資源の活用も含む）を行う（カ） | カ |
| 4 | 生活の安定や自立に向けて、短期的、中長期的な目標を設定する（カ） | カ | 被保護者が身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行なう等、日常生活において自立した生活に近づくことができるよう、具体的な相談援助（社会資源の活用も含む）を行う（カ） | カ |
| 5 | 目標にむけて活用できる一時扶助や地域の社会資源について、被保護者に具体的に情報提供する（エ） | エ | 被保護者が社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活をおくれるよう、具体的な相談援助（社会資源の活用も含む）を行う（カ） | カ |
| 6 | 複雑な生活課題を抱えたケースや、対応が困難なケースについて、ケース診断会議等で援助方針（援助計画）を組織的に検討する（オ） | オ | 被保護者が活用できる一時扶助や減免制度などについて、具体的に情報提供する（エ） | エ |
| 7 | 援助方針（援助計画）をできるだけ具体的に記録する（キ） | キ | 被保護者からの相談や要望・苦情をうけとめ、すみやかに対応する（ウ） | ウ |
| 8 | 援助方針（援助計画）について、関係者や関係機関・団体と連携・協働する（エ） | エ | 被保護者の努力や意欲を尊重し、認める（ア） | ア |
| 9 | | | 被保護者の生活状況や健康状態等の変化に応じてすみやかに対応する（カ） | カ |
| 10 | | | 関係者からの情報提供や苦情、相談をうけとめ、すみやかな対応をする（エ） | エ |
| 11 | | | 必要なときに活用・連携が図れるよう、社会資源との関係づくりを行う（エ） | エ |
| 12 | | | 複雑な生活課題を抱えたケースや対応が困難なケースについて、複数の職員による組織的な対応を行う（オ） | オ |
| 13 | | | 保護の変更・停止の際に、その理由と不服申立制度について、被保護者に分かりやすく説明する（ウ） | ウ |
| 14 | | | 被保護者の状況や援助の経過について、要点をおさえて記録する（キ） | キ |

| | E 援助方針（援助計画）の評価・見直し | チェック欄（○記入） | F 保護の廃止 | チェック欄（○記入） |
|---|--|------------|--|------------|
| 1 | 被保護者の生活に比較的大きな変化が起こった時や一定期間ごとに、これまでの援助方針（援助計画）を見直す（カ） | カ | 保護の廃止にあたり、これまでの援助の経過を振り返り、対応が必要となる事項や引継ぎ先への連絡事項等を整理する（カ） | カ |
| 2 | 被保護者が、これまでの自身の取り組みや支援のあり方、生活の変化や課題について、自分の言葉で表現できるよう支援する（ア） | ア | 保護が廃止になることについて、被保護者に分かりやすく説明する（イ） | イ |
| 3 | 援助方針（援助計画）を、被保護者の希望や意思にもとづいて修正する（あらかじめ策定する）（カ） | カ | 廃止に対する不服申立制度の内容や手続きの方法について、被保護者に分かりやすく説明する（ウ） | ウ |
| 4 | 修正された援助方針（援助計画）について、被保護者から了解をえるよう努める（イ） | イ | 廃止に伴う被保護者の不安等の感情を理解するとともに、被保護者が廃止後の生活に見通しをもって臨めるよう、必要な助言を行う（ア） | ア |
| 5 | 修正された目標にむけて活用できる一時扶助や地域の社会資源について、被保護者に具体的に情報提供する（エ） | エ | 廃止に伴い必要となる各制度の手続き（国保加入、年金等）や変更事項（各種減免がなくなること等）、他法他施策への引継ぎ等について、被保護者に分かりやすく説明し、必要に応じて手続きの支援をする（エ） | エ |
| 6 | 複雑な生活課題を抱えたケースや、対応が困難なケースについて、ケース診断会議等で援助方針（援助計画）の見直し・修正を組織的に検討する（オ） | オ | 保護廃止に関する対応事項、引継ぎ先への連絡事項を明確に記録する（キ） | キ |
| 7 | 修正された援助方針（援助計画）をできるだけ具体的に記録する（キ） | キ | | |
| 8 | 修正された援助方針（援助計画）について、関係者や関係機関・団体と連携・協働する（エ） | エ | | |





<7つの機能の説明>

- (ア) 受容・傾聴
利用者自身やその気持ち、困りごとを理解しようと努める姿勢、利用者をありのままに受けとめ共感的に対応すること、利用者の話によく耳を傾けることなどです。
- (イ) 説明と同意
利用者の状況や気持ち、理解度に配慮しながら説明を行うこと、そして利用者が納得できるようにすることなどです。
- (ウ) 利用者の権利等の擁護
利用者の希望や要望、権利を尊重し、守るようにすることです。ここでは、生活保護を利用する方は社会的に不利な立場におかれやすいという状況をふまえて、保護が法規定どおりに適切に実施されること、生活保護を利用するにあたっての諸権利が保障されるようにすること、不服申立制度について説明されることなどを重視しています。
- (エ) 社会資源の理解・連携・活用
生活保護はもちろんですが、それ以外のさまざまな制度・サービス、人などの社会資源を把握・理解し、それを利用者が活用できるように支援することです。また、必要なときに社会資源と利用者をつなぎ合わせることができるように、いざから支援ネットワークを構築することも含めています。
- (オ) 所内での連携・共有
福祉事務所のなかで、関係する部署・職員の間で情報を共有すること、協力しながら取り組むこと、判断に迷うことなどについて査察指導員等に相談しながら取り組むこと、などです。
- (カ) 計画的・意図的な実践
相談援助を、援助方針（援助計画）のように計画を立てて行うこと、目的やねらい、見通しをもって利用者とかかわり支援することなどです。利用者のニーズの緊急性や優先度、変化をふまえた支援を行うこと、利用者のもつ力やよさに着目した支援なども、ここに含めています。
- (キ) 記録の整備
利用者との面接でのやりとりや、関係機関・関係者とのやりとり、生活保護費の支給事務など、行ったことがらについて記録を書き、必要な文書資料を綴じるなどして、整理することです。

(注) この「相談援助項目一覧」は、厚生労働科学研究「生活保護の評価指標」班が作成した『相談援助活動を見直してみよう！～「生活保護実践のための業務支援ツール」のてびき』（2008年3月改訂版）の一部です。活用方法などの詳細は、『てびき』をご覧ください。
お問い合わせは、厚生労働科学研究「生活保護の評価指標」班までお願いいたします（連絡先は、『てびき』をご参照ください）。

◆資料 4

平成 18 年度「生活保護の相談援助活動に関する調査（実務者調査）」

(1) 質問紙（3 種類） （平成 18 年度分担研究報告書 第 3 章資料 1）

(2) 結果抜粋 （平成18年度分担研究報告書 第 3 章資料 5）

現業員（生活保護担当）および面接担当員の皆様

森川美絵（国立保健医療科学院）
 岡部卓（首都大学東京）
 新保美香（明治学院大学）
 根本久仁子（聖隷クリストファー大学）

「生活保護の相談援助活動に関する調査（実務者調査）」へのご協力をお願い

本調査は、厚生労働科学研究「生活保護の相談援助業務に関する評価指標の開発と、指標の業務支援ツールとしての応用に関する研究」（H17～19年度）の一環です。本調査の目的は、生活保護業務における相談援助活動について、現場の皆様が何に留意されているか、どのような思いをもたれているのかを伺うことにあります。それを通じ、生活保護の援助においてどのような点がチェックポイントとなるのか（なるべきか）を明らかにしていきたいと考えております。

本調査は、数箇所の自治体の保護担当課・福祉事務所にご依頼させていただいており、調査結果は、年度末（平成19年3月）に報告書として公表の予定です（報告書は、調査にご協力いただいた福祉事務所に1部送付いたします）。ご回答は個別封入の上ご提出いただき、調査結果はすべて匿名処理を施すなど、調査データの処理や結果の公表にあたり回答者および所属自治体・福祉事務所の匿名性は守られます。その他、ご協力いただいた皆様に不利の生じることのないよう、細心の注意を払います。業務が多忙を極めていらっしゃる中でのお願いで大変恐縮ではございますが、どうか研究の趣旨をご理解くださり、本調査にご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

- ・ 質問紙の配布と回収は、福祉事務所でき取りまとめておこないます。
- ・ 記入済の質問紙は、封筒に戻した上で、担当者にご提出ください。
- ・ 担当者への提出は、7月31日(月)までをお願いします。

ご不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせください。

【連絡先】 国立保健医療科学院福祉サービス部 森川美絵
 〒351-0197 埼玉県和光市南2-3-6 E-Mail: m.morikawa@niph.go.jp
 Tel: 048-458-6143 (直通) Fax: 048-458-6715 (福祉サービス部)

【参考】 生活保護制度は、「最低生活保障」という所得保障的な機能と、「自立助長」という社会福祉の相談援助（対人援助）的な機能を、法の目的としてもっています（生活保護法第1条）。本調査では、生活保護業務は所得保障（経済給付）の過程であると同時に相談援助（対人援助）の過程でもあるとの観点にたち、業務を以下のようなAからFまでの過程に整理しています。

生活保護業務の過程（流れ）

A 保護の相談の受付・申請受理
 ⇒ B 保護の決定のための調査、要否判定 ⇒ C 処遇方針（援助計画）の策定
 ⇒ D 保護の実施 ⇒ E 処遇方針の評価・見直し ⇒ F 保護の廃止

このアンケートでは、Aの過程についてお尋ねしています。

質問紙①

生活保護の「相談の受付から申請受理までの過程」における相談援助について伺います

設問1 生活保護の「相談の受付から申請受理までの過程」で、あなたは、以下の項目を実際にどの程度意識して日々の実践をおこなっていますか。すべての項目について、あなたのお考えにもっとも近い選択肢（1から4）をマルで囲んでください。

| 番号 | 項目 | 1. 非常に意識している | 2. 意識している | 3. あまり意識していない | 4. 意識していない |
|----|--|--------------|-----------|---------------|------------|
| 1 | 窓口や電話に入る相談に迅速に応じ、相談者を待たせない | 1. | 2. | 3. | 4. |
| 2 | 窓口や電話に入る相談に、その場で一定の助言を提示する | 1. | 2. | 3. | 4. |
| 3 | 相談者（要保護者）に自己紹介し、相談者（要保護者）の問題解決がはかれるよう支援することが職務であることを説明する | 1. | 2. | 3. | 4. |
| 4 | 相談者（要保護者）の相談内容について秘密が守られることを説明する | 1. | 2. | 3. | 4. |
| 5 | 相談者（要保護者）自身が相談内容を自分の言葉で表現できるよう支援する | 1. | 2. | 3. | 4. |
| 6 | 相談者（要保護者）の相談を、相手を非難・批判することなくよく聞く | 1. | 2. | 3. | 4. |
| 7 | 相談者（要保護者）の主訴やニーズを明らかにする | 1. | 2. | 3. | 4. |
| 8 | ニーズの緊急性や優先度を判断する | 1. | 2. | 3. | 4. |
| 9 | 家族や地域・他法他施策などの社会資源が活用できるかどうか検討する | 1. | 2. | 3. | 4. |

質問紙①

| 番号 | 項目 | 1. 非常に意識している | 2. 意識している | 3. あまり意識していない | 4. 意識していない |
|----|---|--------------|-----------|---------------|------------|
| 10 | 相談者（要保護者）に対し、利用可能な制度（生活保護制度ないし他法他施策）について理解できるように分かりやすく説明する | 1. | 2. | 3. | 4. |
| 11 | 要保護者が家族や地域・他法他施策の関係機関／者などの社会資源につながるのを支援する（紹介や直接の引継ぎなど） | 1. | 2. | 3. | 4. |
| 12 | 他に対応する適当な制度や機関がなかったり、対応されるまでに間があったりする場合に、生活上の必要な支援を行う | 1. | 2. | 3. | 4. |
| 13 | 要保護者に生活保護の申請意思があるか確認し、意思が確認できた場合は申請を受け付ける | 1. | 2. | 3. | 4. |
| 14 | 生活保護の申請手続きについて、理解できるように分かりやすく説明する（申請書の記載方法、申請時の必要書類、申請後の調査内容等の説明など） | 1. | 2. | 3. | 4. |
| 15 | 生活保護を申請する、しないにかかわらず、相談者（要保護者）が当面の生活の目途をたてられるよう助言する | 1. | 2. | 3. | 4. |
| 16 | 相談内容、把握した問題やニーズへの対応などを簡明に記録し、報告する | 1. | 2. | 3. | 4. |
| 17 | 組織的対応（同僚や査察指導員等への相談）の必要性を検討し、必要な場合には早急に査察指導員等に連絡・相談する | 1. | 2. | 3. | 4. |

設問2 生活保護の「相談の受付から申請受理までの過程」において、あなたが相談援助をしていく上で特に重要であるとお考えになるのはどのようなことですか。設問1の項目から、5つ以内で選んでください。

（設問1の項目左にある番号を○で囲んでください）

質問紙①

設問3 設問2で選んだ項目以外に、「相談の受付から申請受理までの過程」において、あなたが相談援助をしていく際に心がけていること（具体的な行動や考え方）がありますか。いくつでもご記入ください。（自由記入）

設問4 生活保護の「相談の受付から申請受理までの過程」で、あなたが相談者（要保護者）に対して「援助ができています」と感じられるのは、相談者（要保護者）がどのような状態になった時でしょうか。ご自身の経験にもとづき、いくつでも具体的にご記入ください。（自由記入）

設問5 あなたの職務についてお聞かせください。

(1)あなたの現在のご担当（職務）は、何ですか。ア～ウの該当する記号にマルをつけてください。また、専任、兼任の別についても教えてください。

- ア. 面接相談員 ⇒ a. 専任 b. 兼任（兼任の職務： ）
- イ. 現業員（地区担当員）⇒ a. 専任 b. 兼任（兼任の職務： ）
- ウ. 査察指導員 ⇒ a. 専任 b. 兼任（兼任の職務： ）

質問紙①

(2)あなたの経験年数について、ア～オの該当する記号にマルをつけてください。

① 生活保護担当の現業員(地区担当員)としての経験年数(積算)

- ア. なし イ. 1年未満 ウ. 1年以上3年未満
エ. 3年以上5年未満 オ. 5年以上

② 面接相談員または面接担当(専任、兼任両方含む)としての経験年数(積算)

- ア. なし イ. 1年未満 ウ. 1年以上3年未満
エ. 3年以上5年未満 オ. 5年以上

(3)あなたの担当件数についておきかせください。(ご記入ください)

①先月の相談件数 _____ 件

②先月の申請受理件数 _____ 件

③担当ケース数 およそ _____ ケース(世帯) (地区担当と兼務の方のみ記入)

(5)以下の資格について、所持しているものがありましたらすべて選んでください。

- ア. 社会福祉主事 イ. 社会福祉士 ウ. 精神保健福祉士
エ. 保健師 オ. ケアマネジャー カ. その他(具体的に _____)

(6)あなたの年齢について、ア～エの該当する記号にマルをつけてください。

- ア. 20代 イ. 30代 ウ. 40代 エ. 50代以上

最後に、この調査についてのご感想・ご意見など、ご自由にご記入ください。

質問は以上です。長時間にわたりご協力いただき、大変ありがとうございました。
ご記入がお済みになりましたら、質問紙を封筒に戻し、担当者にご提出ください。

現業員（生活保護担当）および面接担当員の皆様

森川美絵（国立保健医療科学院）
 岡部卓（首都大学東京）
 新保美香（明治学院大学）
 根本久仁子（聖隷クリストファー大学）

「生活保護の相談援助活動に関する調査（実務者調査）」へのご協力をお願い

本調査は、厚生労働科学研究「生活保護の相談援助業務に関する評価指標の開発と、指標の業務支援ツールとしての応用に関する研究」（H17～19年度）の一環です。本調査の目的は、生活保護業務における相談援助活動について、現場の皆様が何に留意されているか、どのような思いをもたれているのかを伺うことにあります。それを通じ、生活保護の援助においてどのような点がチェックポイントとなるのか（なるべきか）を明らかにしていきたいと考えております。

本調査は、数箇所の自治体の保護担当課・福祉事務所にご依頼させていただいており、調査結果は、年度末（平成19年3月）に報告書として公表の予定です（報告書は、調査にご協力いただいた福祉事務所に1部送付いたします）。ご回答は個別封入の上ご提出いただき、調査結果はすべて匿名処理を施すなど、調査データの処理や結果の公表にあたり回答者および所属自治体・福祉事務所の匿名性は守られます。その他、ご協力いただいた皆様にも不利の生じることのないよう、細心の注意を払います。業務が多忙を極めていらっしゃる中でのお願いで大変恐縮ではございますが、どうか研究の趣旨をご理解くださり、本調査にご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

- ・ 質問紙の配布と回収は、福祉事務所でき取りまとめておこないます。
- ・ 記入済の質問紙は、封筒に戻した上で、担当者にご提出ください。
- ・ 担当者への提出は、7月31日(月)までにお願ひします。

ご不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせください。

【連絡先】 国立保健医療科学院福祉サービス部 森川美絵
 〒351-0197 埼玉県和光市南2-3-6 E-Mail: m.morikawa@niph.go.jp
 Tel: 048-458-6143 (直通) Fax: 048-458-6715 (福祉サービス部)

【参考】 生活保護制度は、「最低生活保障」という所得保障的な機能と、「自立助長」という社会福祉の相談援助（対人援助）的な機能を、法の目的としてもっています（生活保護法第1条）。本調査では、生活保護業務は所得保障（経済給付）の過程であると同時に相談援助（対人援助）の過程でもあるとの観点にたち、業務を以下のようなAからFまでの過程に整理しています。

生活保護業務の過程（流れ）

A 保護の相談の受付・申請受理
 ⇒ B 保護の決定のための調査、要否判定 ⇒ C 処遇方針（援助計画）の策定
 ⇒ D 保護の実施 ⇒ E 処遇方針の評価・見直し ⇒ F 保護の廃止
 このアンケートでは B、Cの過程についてお尋ねしています。

「保護の決定のための調査および要否判定」および「処遇方針(援助計画)の策定」の過程における相談援助について伺います

設問1 「保護の決定のための調査および要否判定」および「処遇方針(援助計画)の策定」の過程において、あなたは、以下の項目を実際にどの程度意識して日々の実践をおこなっていますか。すべての項目について、あなたのお考えにもっとも近い選択肢（1から4）をマルで囲んでください。

保護の決定のための調査および要否判定の過程

| 番号 | 項目 | 1. 非常に意識している | 2. 意識している | 3. あまり意識していない | 4. 意識していない |
|----|---|--------------|-----------|---------------|------------|
| 1 | 要保護者に対し、保護の決定のための調査・聞き取りを行うことについて説明し、協力をあおぐ | 1. | 2. | 3. | 4. |
| 2 | 申請を受理した後、速やかに訪問調査にとりかかる | 1. | 2. | 3. | 4. |
| 3 | 個々の要保護者の事情や気持ちに配慮しながら、調査・聞き取りの方法を工夫する | 1. | 2. | 3. | 4. |
| 4 | 要保護者が生活困窮にいたった事情や現在の状況について、共感的に理解する | 1. | 2. | 3. | 4. |
| 5 | 要保護者本人以外から情報を収集する場合には、本人の了解を得る | 1. | 2. | 3. | 4. |
| 6 | 保護の決定を法定期間内に行うよう努める | 1. | 2. | 3. | 4. |
| 7 | 調査および収集した情報にもとづいて、要保護者（世帯）の抱える問題やニーズを明らかにする | 1. | 2. | 3. | 4. |
| 8 | 調査および収集した情報にもとづいて、問題の緩和や自立にむけて活用できそうな本人（世帯）の能力やよい面を検討する | 1. | 2. | 3. | 4. |

質問紙②

| 番号 | 項目 | 1. 非常に意識している | 2. 意識している | 3. あまり意識していない | 4. 意識していない |
|----|---|--------------|-----------|---------------|------------|
| 9 | 調査・情報収集した事項、把握したニーズ、要否判定と根拠等を、簡明に記録・報告する | 1. | 2. | 3. | 4. |
| 10 | 要否判定の結果とその理由、不服申し立て制度、今後の福祉事務所の関与について、申請者に理解できるよう分かりやすく説明する | 1. | 2. | 3. | 4. |
| 11 | 保護が適用となった人に対し、被保護者の権利と義務について、理解できるよう分かりやすく説明する | 1. | 2. | 3. | 4. |
| 12 | 保護が却下となった人に対し、今後の生活について必要な助言をするとともに、その人が他法他施策等の社会資源につながるのを支援する（紹介や直接の引継ぎなど） | 1. | 2. | 3. | 4. |
| 13 | 他の社会資源への引き継ぎが困難なケースや手続き上のトラブルが生じたケース等について、必要に応じて査察指導員等に対応方法を相談する | 1. | 2. | 3. | 4. |

処遇方針（援助計画）の策定 の過程

| 番号 | 項目 | 1. 非常に意識している | 2. 意識している | 3. あまり意識していない | 4. 意識していない |
|----|---|--------------|-----------|---------------|------------|
| 1 | 処遇方針（援助計画）の策定にあたり、被保護者自身が生活課題を自分の言葉で表現できるよう支援する | 1. | 2. | 3. | 4. |
| 2 | 処遇方針（援助計画）の策定にあたり、必要に応じて保護担当以外の関係者が集まる場を設定する | 1. | 2. | 3. | 4. |
| 3 | 処遇方針（援助計画）に被保護者の希望や意思が反映されるようつとめる | 1. | 2. | 3. | 4. |

質問紙②

| 番号 | 項目 | 1. 非常に意識している | 2. 意識している | 3. あまり意識していない | 4. 意識していない |
|----|---|--------------|-----------|---------------|------------|
| 4 | 被保護者がその人なりの自立に向けた目標を考えられる状況にあるか等、タイミングに配慮しながら、被保護者に目標設定をうながす | 1. | 2. | 3. | 4. |
| 5 | 生活の安定や自立に向けて、課題の優先度や阻害要因を検討し、短期的、中長期的な目標を設定する | 1. | 2. | 3. | 4. |
| 6 | 目標にむけて活用できる一時扶助や地域の社会資源について、被保護者に具体的に情報提供する | 1. | 2. | 3. | 4. |
| 7 | 被保護者の意向に配慮しながら、一時扶助や地域の社会資源の選択・活用の目処をたてる | 1. | 2. | 3. | 4. |
| 8 | 担当地域や地域の社会資源を理解し、必要なときに社会資源の活用・連携が図れるよう、ワーカー個人または組織として関係づくりに努める | 1. | 2. | 3. | 4. |
| 9 | 複雑な問題を抱えたケースや、対応が困難なケースについて、ケース診断会議等で処遇方針（援助計画）を組織的に検討する | 1. | 2. | 3. | 4. |
| 10 | 処遇方針（援助計画）を具体的・明瞭に記録する | 1. | 2. | 3. | 4. |
| 11 | 被保護者に対し、処遇方針（援助計画）について説明し、同意を得るよう努める | 1. | 2. | 3. | 4. |
| 12 | 処遇方針（援助計画）について、関係者と役割を分担する | 1. | 2. | 3. | 4. |

質問紙②

設問2 「保護の決定のための調査および要否判定」および「処遇方針(援助計画)の策定」の過程において、あなたが相談援助をしていく上で特に重要だとお考えになるのはどのようなことですか。設問1の項目から、各過程につき5つ以内で選んでください。

(設問1の項目左にある番号を○で囲んでください)

設問3 設問2で選んだ項目以外に、「保護の決定のための調査および要否判定」および「処遇方針(援助計画)の策定」の過程において、あなたが相談援助をしていく際に心がけていること(具体的行動や考え方)がありますか。いくつでもご記入ください。(自由記入)

設問4 「保護の決定のための調査および要否判定」および「処遇方針(援助計画)の策定」の過程において、あなたが相談者(要保護者)に対して「援助ができている」と感じられるのは、相談者(要保護者)がどのような状態になった時でしょうか。ご自身の経験にもとづき、いくつでも具体的にご記入ください。(自由記入)

質問紙②

設問5 あなたの職務に関してお聞かせください。

(1)あなたの現在のご担当(職務)は、何ですか。ア～ウの該当する記号にマルをつけてください。また、専任、兼任の別についても教えてください。

- ア. 面接相談員 ⇒ a. 専任 b. 兼任 (兼任の職務:)
- イ. 現業員 (地区担当員) ⇒ a. 専任 b. 兼任 (兼任の職務:)
- ウ. 査察指導員 ⇒ a. 専任 b. 兼任 (兼任の職務:)

(2)あなたの経験年数について、ア～オの該当する記号にマルをつけてください。

① 生活保護担当の現業員(地区担当員)としての経験年数(積算)

- ア. なし イ. 1年未満 ウ. 1年以上3年未満
- エ. 3年以上5年未満 オ. 5年以上

② 面接相談員または面接担当(専任、兼任両方含む)としての経験年数(積算)

- ア. なし イ. 1年未満 ウ. 1年以上3年未満
- エ. 3年以上5年未満 オ. 5年以上

(3)あなたの担当件数をご記入ください。 およそ ケース (世帯)

(5)以下の資格について、所持しているものがありましたらすべて選んでください。

- ア. 社会福祉主事 イ. 社会福祉士 ウ. 精神保健福祉士
- エ. 保健師 オ. ケアマネジャー カ. その他 (具体的に)

(6)あなたの年齢について、ア～エの該当する記号にマルをつけてください。

- ア. 20代 イ. 30代 ウ. 40代 エ. 50代以上

最後に、この調査についてのご感想・ご意見など、ご自由にご記入ください。

質問は以上です。長時間にわたりご協力いただき、大変ありがとうございました。
ご記入がお済みになりましたら、質問紙を封筒に戻し、担当者にご提出ください。

現業員（生活保護担当）および面接担当員の皆様

森川美絵（国立保健医療科学院）
 岡部卓（首都大学東京）
 新保美香（明治学院大学）
 根本久仁子（聖隷クリストファー大学）

「生活保護の相談援助活動に関する調査（実務者調査）」へのご協力をお願い

本調査は、厚生労働科学研究「生活保護の相談援助業務に関する評価指標の開発と、指標の業務支援ツールとしての応用に関する研究」（H17～19年度）の一環です。本調査の目的は、生活保護業務における相談援助活動について、現場の皆様が何に留意されているか、どのような思いをもたれているのかを伺うことにあります。それを通じ、生活保護の援助においてどのような点がチェックポイントとなるのか（なるべきか）を明らかにしていきたいと考えております。

本調査は、数箇所の自治体の保護担当課・福祉事務所に依頼させていただいており、調査結果は、年度末（平成19年3月）に報告書として公表の予定です（報告書は、調査にご協力いただいた福祉事務所に1部送付いたします）。ご回答は個別封入の上ご提出いただき、調査結果はすべて匿名処理を施すなど、調査データの処理や結果の公表にあたり回答者および所属自治体・福祉事務所の匿名性は守られます。その他、ご協力いただいた皆様にも不利の生じることのないよう、細心の注意を払います。業務が多忙を極めていらっしゃる中でのお願いで大変恐縮ではございますが、どうか研究の趣旨をご理解くださり、本調査にご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

- ・ 質問紙の配布と回収は、福祉事務所でとりまとめておこないます。
- ・ 記入済の質問紙は、封筒に戻した上で、担当者にご提出ください。
- ・ 担当者への提出は、**7月31日(月)**までにお願ひします。

ご不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせください。

【連絡先】 国立保健医療科学院福祉サービス部 森川美絵
 〒351-0197 埼玉県和光市南2-3-6 E-Mail: m.morikawa@niph.go.jp
 Tel: 048-458-6143 (直通) Fax: 048-458-6715 (福祉サービス部)

【参考】 生活保護制度は、「最低生活保障」という所得保障的な機能と、「自立助長」という社会福祉の相談援助（対人援助）的な機能を、法の目的としてもっています（生活保護法第1条）。本調査では、生活保護業務は所得保障（経済給付）の過程であると同時に相談援助（対人援助）の過程でもあるとの観点にたち、業務を以下のようなAからFまでの過程に整理しています。

生活保護業務の過程（流れ）

A 保護の相談の受付・申請受理
 ⇒B 保護の決定のための調査、要否判定 ⇒C 処遇方針（援助計画）の策定
 ⇒D 保護の実施 ⇒E 処遇方針の評価・見直し ⇒F 保護の廃止
 このアンケートではD、E、Fの過程についてお尋ねしています。

質問紙③

「保護の実施(保護費の決定と相談援助)」、「処遇方針(援助計画)の評価・見直し」、「保護の廃止」の過程における相談援助について伺います

設問1 「保護の実施(保護費の決定と相談援助)」、「処遇方針(援助計画)の評価・見直し」、「保護の廃止」の各過程において、あなたは、以下の項目を実際にどの程度意識して日々の実践をおこなっていますか。すべての項目について、あなたのお考えにもっとも近い選択肢(1から4)をマルで囲んでください。

保護の実施(保護費の決定と相談援助) の過程

| 番号 | 項目 | 1. 非常に意識している | 2. 意識している | 3. あまり意識していない | 4. 意識していない |
|----|--|--------------|-----------|---------------|------------|
| 1 | 最低生活費や収入を適正に認定し、正確な扶助費の算定を行う | 1. | 2. | 3. | 4. |
| 2 | 生活保護の仕組みや受給中の権利・義務について、被保護者に理解できるよう分かりやすく説明する | 1. | 2. | 3. | 4. |
| 3 | 処遇方針(援助計画)にそって、就労自立に向けた具体的な指導・支援を行う | 1. | 2. | 3. | 4. |
| 4 | 処遇方針(援助計画)にそって、被保護者が身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行なう等、日常生活において自立した生活に近づくことができるよう、具体的な指導・支援を行う | 1. | 2. | 3. | 4. |
| 5 | 処遇方針(援助計画)にそって、被保護者が社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活をおくれるよう、具体的な指導・支援を行う | 1. | 2. | 3. | 4. |
| 6 | 被保護者が行う必要のある事柄や、活用できる一時扶助や地域の社会資源について、助言・支援する | 1. | 2. | 3. | 4. |
| 7 | 具体的な目的や問題意識をもって、本人や関係者への訪問面接や所内面接を行う | 1. | 2. | 3. | 4. |
| 8 | 被保護者からの相談によく耳を傾け、必要な助言・指導を行う | 1. | 2. | 3. | 4. |